

飛鳥池木簡の再検討

吉川真司

序

することにしたい。

一 飛鳥池遺跡

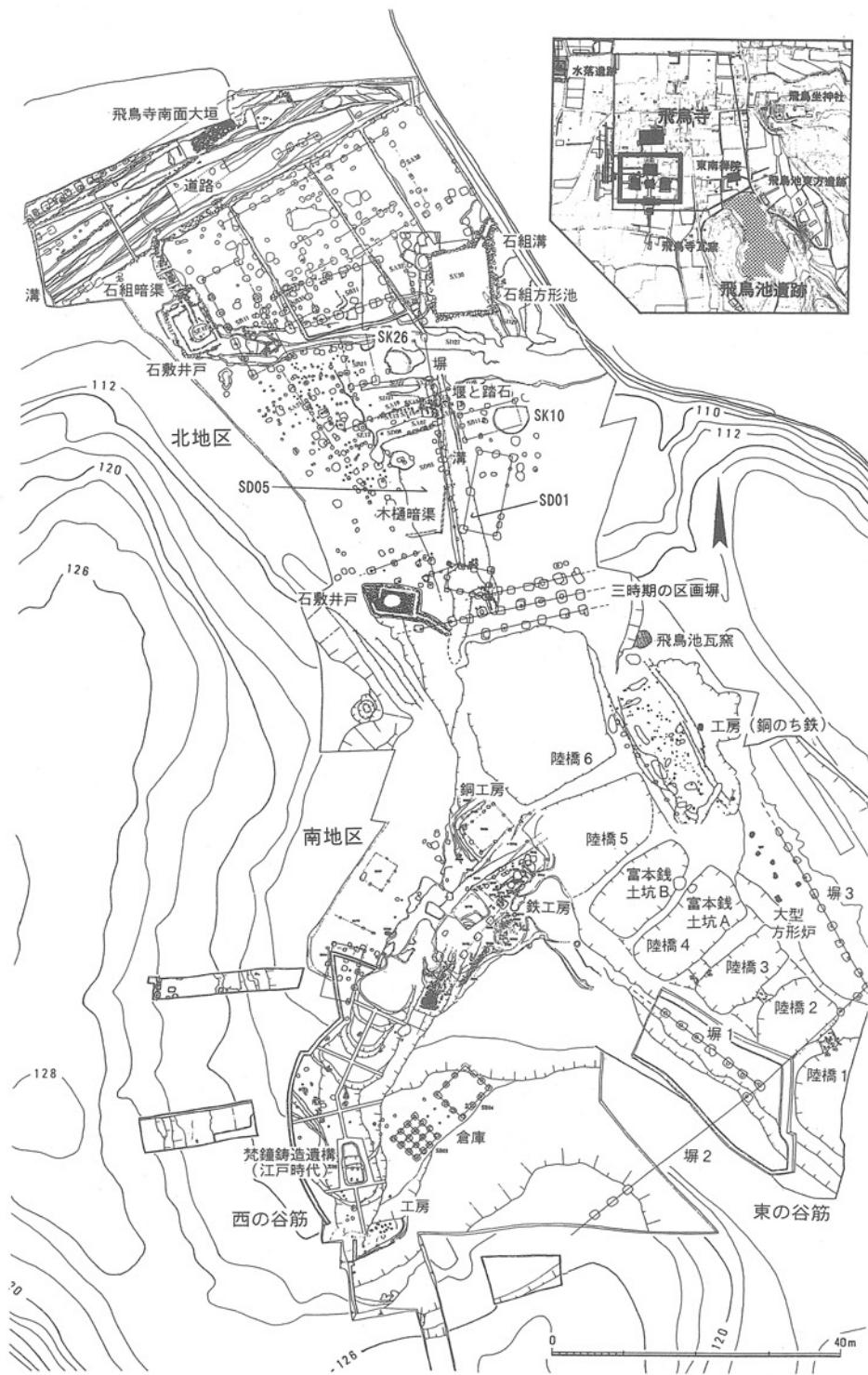
一九九一年、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で初めて木簡が出土してから、はや十年が経つた。この間、万葉ミュージアム（現奈良県立万葉文化館）建設に伴う事前調査により、飛鳥池遺跡はかなりの部分が発掘され、木簡も約八〇〇点を数えるに至った。本稿は、

この飛鳥池遺跡出土木簡群（以下「飛鳥池木簡」と略称する）の性格を再検討し、飛鳥池遺跡を遺した組織について論ずることを目的としている。

飛鳥池遺跡と飛鳥池木簡については、奈良国立文化財研究所および調査員諸氏により、概報・図録・論文など、さまざまな形態で情報提供がなされてきた。本稿は基本的にこうした刊行物に依拠し、さらに現地説明会・展示・木簡閲覧で得た知見を加えて立論する。正報告が未刊であることを思えば、性急・軽率の感拭いがたいが、すでに口頭発表を行なった責任もあり、あえて現段階で試論を開く。(1)

まず飛鳥池遺跡の概要を述べておこう⁽²⁾（遺構図参照）。

飛鳥池遺跡は飛鳥寺のすぐ東南にある。近年の調査成果によれば、飛鳥寺南面大垣は南門から東約一〇〇mの地点で東北東方向に折れ、さらに約九〇m進んで東面大垣に接続していたらしい。南面大垣が屈曲するのは、南方から延びてきた丘陵を避けたためであろうが、飛鳥池遺跡はこの丘陵の東側の谷に立地し、南面大垣に沿う道路を北限としている。ちなみに、この丘陵の西斜面には創建期飛鳥寺の瓦を焼いた飛鳥寺瓦窯があり、飛鳥池遺跡の谷（後述の「東の谷筋」）を最上流まで遡れば、そこは亀形石が見つかった酒船石遺跡である。また、飛鳥寺の南方には後飛鳥岡本宮・飛鳥淨御原宮の内郭遺構があり、(3)その間南北約五〇〇mの空間に、官衙など王宮に付属する諸施設が営まれていたと推定される。こうした宮室関係遺跡からも、



飛鳥池遺跡遺構図

飛鳥池遺跡はさほど離れていない。

飛鳥池遺跡の谷は西側に丘陵が続くほか、東側・南側にも丘陵があつて、地形的には南から北へと下つていて。途中で東西二つの谷筋に分かれるため、全体としては「人」字形を呈するが、東の谷筋のほうが長大で深い。調査の及んだ範囲は南北約二〇〇mに及び、東西の最大幅は約一〇〇mである。遺跡北限から七〇mほど遡つたあたりで谷は最も狭くなるが⁽⁴⁾、そこに三時期にわたる区画塀を構築し、谷を堰き止めていた。飛鳥池遺跡を考える上で最も重要なことは、この区画塀の南と北とで、遺構・遺物に顯著な違いが見られる点である。以下、「南地区」「北地区」と呼んで、それぞれの特徴を略述する。

南地区には工房と廃棄物処理施設があつたと考えられる。丘陵斜面を削つて平坦地を作り出し、そこを手工業生産の場としていた。遺構としては、多数の炉、それと密接に関わる建物（工房）、倉庫、塀、瓦窯などの跡が検出されている。塀には南地区内部を仕切るものと、外部との遮断を意図したものとがある。一方、谷筋には陸橋で区切られる棚田状の水溜を形成して、ここに手工業廃棄物を集積し、汚水の処理を図つていた。水溜は最下流のものが最も大きく、その上澄が区画塀をこえて北地区に流れ下つたとされる。

南地区的谷筋にはかくして膨大な廃棄物が堆積し、「炭層」を形成した。炭層や工房遺構などから出土した生産関係遺物には、原料、

容器、道具類、鋳型、製品・未製品・失敗品、様（雛形）、屑、鉱滓などがある。遺構・遺物を分析することにより、いくつかの業種が計画的に配置されたことも知られた。西の谷筋の奥に金・銀・宝玉・ガラス、東の谷筋の東岸に銅（のち鉄）・瓦、合流点付近に銅・鉄・漆器の工房があつたと見られる。富本錢はこのうち東の谷筋の工房で生産されていた。鋳錢工房の操業が終わつた頃、不要物が谷筋にまとめて捨てられ、これが廃棄物プロック「富本錢土坑」となつた。

このような南地区の生産関係遺構は、七世紀後葉～八世紀初頭のものと考えられる。ただし、その下層で石敷遺構・井戸・石組溝が検出され、輪羽口・鉱滓・漆容器などが出土しているので、七世紀中葉にも手工業生産が行なわれていたと考えられる。このほか古墳時代・平安時代・江戸時代の遺構も検出された。

これに対し、北地区には生産関係遺構がほとんどない。北地区的北限は、飛鳥寺南面大垣に面する道路の南側溝と考えられ、これに沿つて塀が設けられていた。一方、南限の区画塀をこえて南地区から流れてきた水は、南北方向の大溝を通つて石組方形池に注ぎ込み、最終的な沈殿処理をされて遺跡外に流れ出た。この北限溝と南北大溝には、別々の石敷井戸からの排水が流れ込んでいた。南北に二基ある石敷井戸は互いによく似ており、きわめて格の高い構造をもつものであった。なお、南側の石敷井戸は北地区に立地するが、排水

溝は区画塙をくぐり、南地区で南北大溝に注いでいる。

このような用排水施設を備えた北地区には、規模のやや大きな掘立柱建物や塙が整然と配置されていた。南地区の簡素な工房群とは、全く様相を異にしている。遺物としては大量の木簡のほか、土器・瓦などがあり、漆を塗った土師器食器や陶硯・墨書き土器が多いことは注目される。なお、石組方形池では漆壺・漆皿、様、ヤスリといった生産関係遺物が出土しているが、鍛冶炉はわずか一基が報告されているにすぎない。

遺構の時期は天武朝を中心とし、一部は藤原宮期にも存続する。

また、その下層に「さらに古い遺構・遺物があることはほぼ確実である」⁽⁶⁾。この点は南地区と同様だと言えよう。なお、奈良・平安時代、鎌倉時代の遺構も検出されている。

以上が飛鳥池遺跡の概略である。区画塙を境に明らかな差異が見られるのであるが、南地区・北地区の性格と両者の関係を考える場合、木簡を中心とする文字史料の理解が大きな意味をもつてくる。章を改め、やや詳しく検討してみたい。

二 飛鳥池木簡

これまで発表された飛鳥池木簡の総点数は七八八七点である。⁽⁷⁾ 南地区で一八四点、北地区で七七〇三点の出土が確認されており、ま

だ増える見込みである。ただし、このうち六八〇八点以上は削屑で、ほとんどは小断片で釈読できない。従つて、飛鳥池木簡の性格を把握するためには既発表のものだけで、まず十分と言つてよい。

本章では論の便宜上、一章とは反対に、北地区・南地区の順に検討を行なう。各木簡は例えば(11)一三二)というふうに特定するが、これは木簡概報(十一)の一三ページ2番目の木簡を指すものとする。

1 北地区の木簡

北地区では、南北大溝SDO一から一二六九点、同SDO五から三三九九点、大溝上流に接続する溝SDO一Aから二一点、大溝東脇の土坑SK一〇から二一九八点、石組方形池SG三〇から一一点、その周辺の整地土・土坑群から一四点、石組方形池南東の土坑SK二六から七〇六点、その他の遺構(出土土地不明を含む)から八五点の木簡が出土した。このうち六七九〇点以上が削屑である。木簡の年代は、記載された年紀や地方行政組織名から、SDO一・SDO五のものは天武朝、SK一〇のものは七世紀末葉(天武朝末年以降か)、SK二六のものは大宝元年(七〇一)~靈亀三年(七一七)と推定されている。

調査・釈読に携わった寺崎保広は、北地区木簡が地方行政組織や天皇号の成立を考える上で重要な内容をもつことを論じつつ、全体

の特徴を二点にまとめている⁽⁸⁾。第一に寺院関係の木簡が多数を占めること、第二に天皇に関わる木簡が含まれること、第三に工房に関わる木簡が含まれること、である。これは北地区木簡についての基本的認識とされてきたように思われる所以で、以下、寺崎説を検討していくこととする。

第一点、寺院関係の木簡について。僧名は願恵^{(13)九三}、智調^{(13)九六}、觀勒^{(13)一〇六}、智照^{(13)一二三}、浩裕^{(13)一二八}、純泰^{(13)一三六}、道性^{(13)一四六}、弁徳^{(13)一八一}、覺道^{(13)一八二}、道侃^{(13)一八三}、知達^{(14)九三}など多数が見え、このうち智調は道昭の遷化を看取った「弟子知調」(『日本靈異記』上巻第二三縁)、知達は法相宗第二伝(第一伝は道昭)とされる「智達」のことと考えてよい⁽⁹⁾。僧侶の役職や称号は「寺主」(13)一二二、知事^{(13)九三}、「□威那」(14)一〇八、「大德」(13)九四・(13)一二四・(13)一九一・(14)一一五、「大法師」(13)一三七、「大師」(13)一四六・(13)一五六)などがあり、また「法華經」(13)一二三、「多心經」(13)三一)、「觀世音經」(13)一八六)といった經典も見える。「經藏□」と記したキーホルダーもある(13)一六三)。寺院名としては「飛鳥寺」(13)九五)、「禪院」(13)一〇九)が見え、用途はなお不明ながら、輕寺以下一二寺を列挙した木簡⁽¹⁰⁾(13)一五四)も注目される。このほか「□聖僧銀皿」(13)一三四)、「大菩薩被」(13)一七四)、「釈迦伯綿」(13)一七五)といった仏・聖僧関係の記載もある。

確かに北地区木簡は全体として、寺院や仏教とのつながりを濃厚に示している。これらの僧名・寺院名から、飛鳥池遺跡の北に接する飛鳥寺、特にその禪院⁽¹²⁾との関係を想定し、さらに北地区に「寺務を担当する部局」もしくは「附屬施設」があつた可能性を示唆した寺崎説は、きわめて妥当な考え方と言つてよいであろう。

第二点、天皇関係の木簡について。まず、「天皇聚□弘寅□」と記された木簡(13)一八四)は、天皇なる語が天武朝に遡ることを証した点は貴重だが、使途と文意が判然としない。文書・記録・荷札とは考えにくく、漢籍や作文の一節を記したものと見るのが穩当であろう。少なくとも、天皇の具体的な意志・行動・生活などに連関して作られた木簡と判断することはできない⁽¹³⁾。

「次米」の木簡も天皇関係とされる。表に「丁丑年十一月三野国刀支評次米」と記した米荷札(13)一三八)と、「丁丑年十二月次米三野国加爾評」で始まる米荷札(13)一五二)の二点である。寺崎は丁丑年(天武六年、六七七)の新嘗祭にあたり、三野がスキ国に占定されて米を貢進したと想定する。しかし彼自身が認めるように、『日本書紀』によれば同年の新嘗祭は十一月乙卯日に行なわれたし、またスキが二つの評にまたがることになるのも不自然である。その前年には「尾張国山田郡」がユキ、「丹波国河内郡」がスキとされ、後代と同じようにそれぞれ郡(評)は一つずつであつた(『日本書紀』天武五年九月丙戌条)。『日本書紀』の作為だとか、祭祀が未整備だと

か、一応の説明もできようが、それは「次米」が「新嘗祭のスキの米」であることを論証してから言うべきことである。しかし、「スキノコメ」と読めること以外に、積極的な証拠はない。対案は示し得ないが、かと言つて「新嘗祭のスキの米」と認めるには障害が大きすぎる。

もう一つ寺崎が挙げるのは、「湯沐戸海部佐流」「調」と記した荷札（⑯一六四）で、確かに「湯沐戸」の貢進物であろう。ただし、律令制下の湯沐は中宮・東宮の封戸であつて、天皇とは直接関係ない。天武朝にもそうであつた確証はないが、逆に天武の湯沐戸と見るべき根拠もない。天武朝にもうかがう。「海部」という氏族名に心引かれるものの、皇后麁野讚良皇女か皇太子草壁皇子の湯沐戸と見たほうが穩当ではなかろうか。さらに言えば、この荷札が付いていた物品は北地区か、その近辺で荷解きされたと考えられるが、それは必ずしも天皇・皇后・皇太子に直接奉仕する組織があつたことを意味しない。例えれば、飛鳥寺への物品施入といつた状況を考えることもできるからである。

このように寺崎が「天皇に関わると推定できる一群」・「天皇、皇族ないし宫廷祭祀に関わる一群」・「天皇および宫廷儀式に関わる木簡」と評価したものを再検討してみると、天皇と関わりをもつと確かに言える木簡は、実は一点もないようと思われる。ただし、貴顯の物資が北地区周辺にもたらされていたことだけは確実であろう。

第二点、工房関係の木簡について。「悪銀」（⑯一五八）、「輕銀」（⑯一五九）、「難波銀」（⑯一五〇）などの銀付札を、寺崎は南地区の工房から流れてきたものとする。しかしそれでは、各種素材のうち銀の付札だけが流れてきて、NK35・NL35地区にまとまつて堆積したことになるが、少し不自然ではなかろうか。また「金屑」（⑯一三二）と書かれた木簡も同様のものというが、これは反対面に「□□作仏□」と記し、「作仏」は削ったあとに書く、性格が明瞭でない。要するに金銀に関わる木簡があるというだけであつて、工房で廃棄されたとは断定できない。そして、この四点を除けば、確かに工房と関係すると言える木簡はほとんどない（確実なのは3節で述べる一点、ただし工房廃棄とは限らない）。ところで、天平一九年（七四七）の大安寺には五一二両余の金、九一九両余の銀が保管されていた（「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」、『寧樂遺文』中巻三六八頁）。

同年の薬師寺も「金銅鉄錢鉢」を（護国寺本『諸寺縁起集』西大寺条所引「薬師寺旧流記資財帳」、法隆寺も小量の金をもつていた（法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」、『寧樂遺文』中巻三四六頁）。これを参考にするなら、北地区の金銀木簡が、寺院資財としての金銀の管理に関するものであつた可能性は否定できない。

以上、寺崎のいう「三つの特徴」を吟味したところ、第一点・第三点は確実でないという結論に達した。なおこのほかにも、北地区木簡には注意すべき点がいくつかある。

追加第一点は、さまざまな資財の管理に関わる木簡が多いということである。北地区木簡の大部分（八四次調査では八九%）は削屑で、活発な筆記作業が行なわれていたと推測されるのだが、その中に米（¹³一〇一〇～¹¹一一）、瓦（¹³一〇一二～¹³一一二）の帳簿木簡の削屑がある。米の出納に関する木簡はまだあり（¹³一四六・¹⁴九三）、ほかにも經典（¹³一二三・¹³一三一・¹³一五三）、器物（¹³一三四・¹³一四一）、織維製品（¹³九六・¹³一〇一・¹³一五六・¹³一七四・¹³一七四）、薬（¹³九三・¹³一三三）、油（¹³一七八～¹⁰一〇）といった資財の管理・出納を示す木簡が見られる。先述の金銀関係木簡も同様のものであろう。そして、こうした木簡にしばしば寺院・仏教関係の語が現われることを勘案すれば、北地区木簡の主要部分は、寺院資財の管理・出納関係のものと考えられるのではないだろうか。荷札が少なからず出ているのも、かかる観点から理解できよう。

追加第二点は、墨書き土器にも木簡と似た傾向がうかがわれることである。北地区では多数の墨書き土器が出土しているが、管見によれば「寺」が二点あるほか、「大原殿」、「少子部殿」、「物部連」「子獻」などと記したものも見られる。⁽¹⁵⁾個人名（あるいは邸宅・家政機関名）を記した土器は、寺院への物品施入に伴うものと考えられる。つまり、寺院や貴族・官人とのつながりが墨書き土器からも看取できるということである。

以上検討してきたところにより、北地区の木簡は寺院管理組織の

活動に関わるものである、と結論づけたい。その寺院とは北接する飛鳥寺・禪院である可能性が高く、貴顯や官人から物品がもたらされることもあった。漢詩や音義を記した木簡も興味深いが、北地区木簡の核心はまさにこの点にあり、かつ木簡から確實に言えるのはここまでである。

2 南地区的木簡

南地区では、工房廃棄物が堆積した炭層から一五八点、炭層の下層整地土から五点、富本銭土坑から七点、その他の遺構から一四点の木簡が出土した。このうち削屑は一八点である。木簡の年代は、炭層2（炭層のうち上から第二層）のものが持統朝頃、炭層3（同第三層）のものがおそらく天武朝、下層整地土のものはさらに古いと考えられる。

橋本義則は一九九一一次調査で出土した一〇三点につき、形態的特徴として、（一）削屑が少ないこと、（二）完形品ないし堆積中に折損したと思われるものが多いこと、をあげ、また内容的には、（三）金属製品やその素材に関する記載があること、（四）製品供給先あるいは素材提供者を記した木簡があること、（五）工人が生産した製品に付けたと思われる付札があること、などに注目している。⁽¹⁶⁾また、寺崎保広は第九三次調査で出土した五四点につき、（六）寺院との関係を示すものが見られないこと、（七）荷札と付札が多

いことを指摘し、一九九一年度調査と同様、木製の様に墨書きしたものがあることを述べて、(八)「炭層から出土した木簡はおそらく工房にもたらされ、そこで廃棄されたものであろう」と論じた。⁽¹⁷⁾以下、これらの指摘を吟味する。

(一) 削屑が少ないことは、その後の調査でも傾向は変わらず、北地区との大きな相違点である。ただし、少数とは言え削屑があること、陶硯片も出土していることなどから考えれば、南地区でも筆記活動が行なわれていたことは、まず確実である。⁽¹⁸⁾(二) も別段それと齟齬する特徴ではない。また(七)について言えば、食料の荷札が比較的多いことが重要で、南地区で荷解きが行なわれたことが推測できる。米(⑪一二六~7・⑪一三13・⑭一二2・⑭一二4)・塩(⑭一二1)・軍布(年報二〇〇〇-I)などの食料は、収納のためではなく、調理・消費するために運び込まれたのである。次に手工業生産に関わる木簡について。(三)で指摘されたように、小刀(⑪一二三2)、針(⑪一二三2)、釘(⑪一四6~8・⑪一四10)などと鉄製品の記載がほとんどで(ただし鉢「⑪一四5」・玉「⑭一二三7」もある)、素材も鉄しか見えず(⑪一二三4・⑪一二三12)、また墨書きのある様も釘だけである(⑪一四9=写真4・⑪一四10・⑭一二三8)。つまり金・銀・銅・錢・ガラス・瓦・漆器の生産に関する記載が見あたらぬのだが、このことは存外重要である。なぜなら、南地区で見つかった木簡を使用・廃棄したのが各工房であつ

たのか、あるいは工房全体の管理施設であったのかという問題に、一定の示唆を与えるからである。(五)のように述べる橋本は、工人が生産した製品を受け取った側、つまり工房管理施設で木簡が廃棄されたことを推測しているようであり、寺崎は(八)で木簡は工房で廃棄されたと明言する。どちらが妥当なのであるか。

そこで、橋本のいう「工人が作製した製品に付けた整理のための付札」なるものを検討してみよう。それは次の四点である。

〔史料一〕十月五日立家安麻呂四

・「□ 五十三 五十」(針書) (⑪一二三14=写真2)

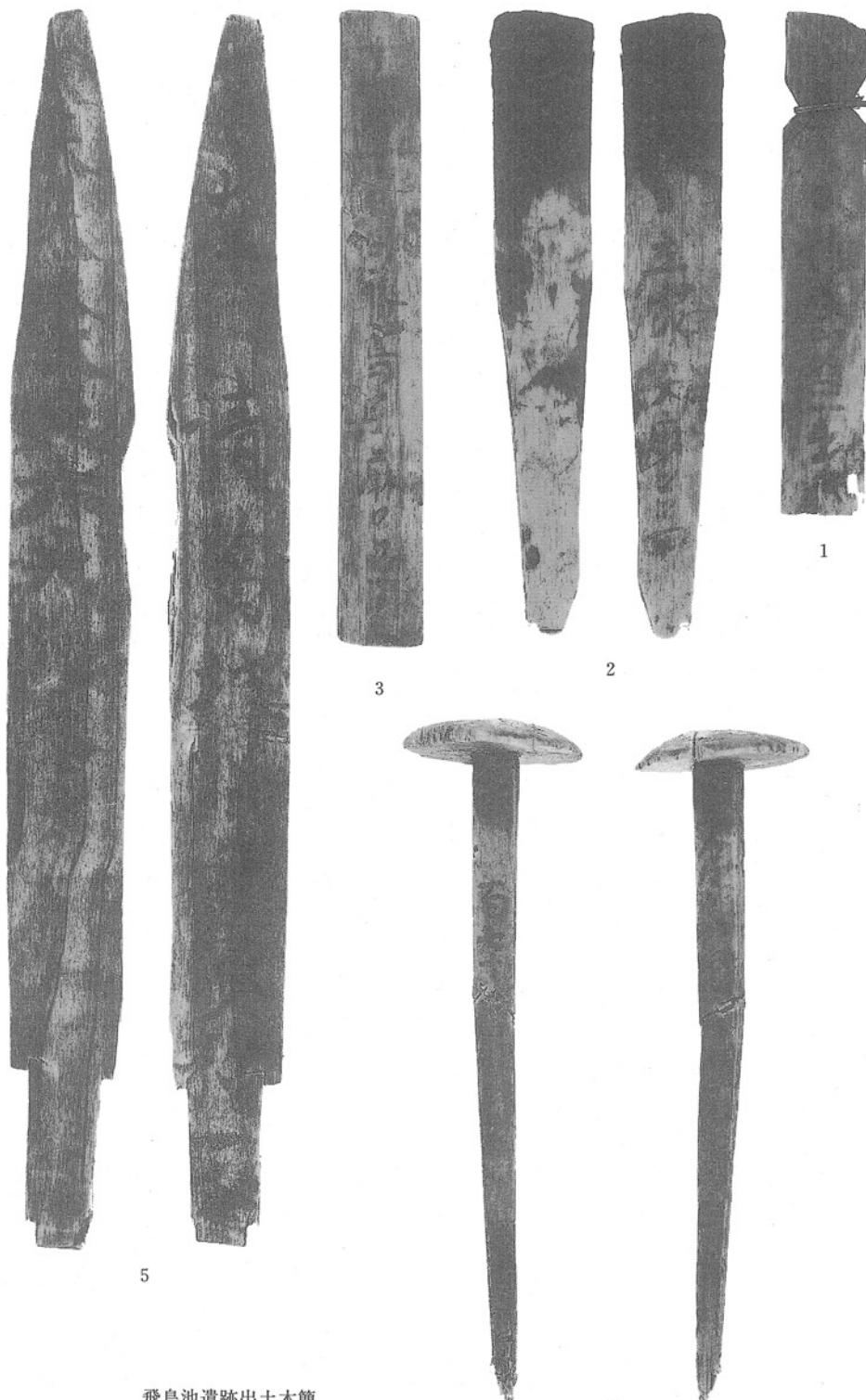
〔史料二〕十月十二日飛鳥弓麻呂「□」 (⑪一四1=写真3)

〔史料三〕十月三日佐支ツ三「□」 (⑪一四2=写真1)

〔史料四〕正月十七日甲可石「□」 (⑪一四3)

史料二は長方形の、史料三・四是切り込みのある付札である。史料二の「□」は異筆の可能性があり、史料三の「□」は「出」とも読めるが未詳。私が注目したいのは、史料一と史料二の関係である。両者の日付は近接しているが、文字をよく見ると同一人の筆跡である可能性が高い。⁽¹⁹⁾しかし史料一は下部がすぼまり、上部が黒く汚れている。現品を実見したところ、黒く見えるのは漆であつた。羽子板状の奇妙な形状なのは、史料一のような短冊型の付札を削って、漆塗り作業のへらに転用していたからなのである。ここから想定される状況は次のようなものであろう。〈同一人が書いた二枚の付札

飛鳥池木簡の再検討



飛鳥池遺跡出土木簡

4

が十月五日と十二日に某施設にもたらされた。五日の付札は漆塗りヘラに転用されたが、十二日のものはそのまま置かれ、やがて両者は一緒に捨てられた。この「某施設」は漆器工房と見るのが自然であろう。橋本とは異なり、史料一～四是工房管理施設から漆器工房に個人指名で運ばれた素材に付けられていた、と想定するのである。⁽²⁰⁾

史料一の裏面針書は、漆器工房でのメモだろうか。同じような針書の木簡がもう一点ある（⑪一四11）。

漆器工房で廃棄されたらしい木簡が見出された。とすれば、鉄製品・鉄素材について記した木簡も、やはり鉄工房で廃棄されたと考えるべきではあるまい。炭層出土の木簡が「工房で廃棄された」とする寺崎説を、私は支持したいと思う。ただしそれは必ずしも、

工房管理施設が南地区内になかったことを意味しない。他業種の工房と同じく、そこで捨てられた木簡が残らなかつただけかも知れないからである。

次に問題となるのは、（四）「製品の供給先あるいは素材の提供者」を記した木簡である。供給先としては「詔小刀二口 針二口」⁽²¹⁾（⑪一三2）や「内工釘」（⑪一四10）から推測される天皇・王家と「大伯皇子宮」（⑪一三3）があり、素材提供者として「石川宮鉄」（⑪一三4）が見える。「散支官」（⑭一二9）もそのどちらかだろう。⁽²²⁾ちなみに南地区の墨書き土器には「石河宮」と記すものがある。このように南地区的鉄工房では、貴人の注文を受けて製品を生

産することがあったのであり、天皇との関わりは北地区より明瞭である。そして、これらもやはり工房に関係する木簡であり、（六）寺院とのつながりを示すものは確かに見出すことができない。ただし、墨書き土器には寺院関係のものが含まれるのであるが、これについては後述する。

以上要するに、南地区的木簡は工房での手工業生産に関するものが多く、荷札も工人の食事に伴うものとすれば、すべて工房関係の木簡であると言つてもよい。そして現在知られる木簡は、工房管理施設ではなく、工房で廃棄されたものと推定される。

3 北地区と南地区の関係

北地区・南地区的木簡の性格を考えてきたが、それは一章で紹介した遺構や他の遺物ともよく整合する。北地区には寺院管理組織、南地区には工房があり、木簡はそれぞれの活動に伴うものと推定されるのである。細部について修正を施したとは言え、この結論自体は従来の学説とさして変わるものではない。しかし、問題はここからである。北地区と南地区的関係をどう捉え、飛鳥池遺跡全体をどのように理解するかが難題なのである。

寺崎保広は北地区を「東南禅院の関連施設」、南地区を「朝廷が管理運営にあたった「官営の工房」」だと考える。⁽²³⁾南地区については「宫廷直属」もしくは「宫廷所属」の工房とも述べているが、ひ

とまず「官営工房」説としておこう。

寺崎説は一見穩当であるが、いくつかの問題がある。まず北地区については、寺務担当部局という明晰な理解を示しながら断定を控え、また天皇関係木簡の扱いに苦慮して、新嘗祭斎場のような施設からの廃棄物かと憶測し、さらに工房関係木簡は南地区から流れてきたものとして処理した。つまり北地区木簡を統一的に把握することを放棄しているのであるが、先述の如く、寺崎の言う天皇関係木簡・工房関係木簡なるものが必ずしもそうとは限らない以上、すべて寺院管理組織の活動に由来する木簡と見て大過ない。

南地区を官営工房と考える根拠を、寺崎は三つあげる。製品の多様さ、規模の大きさ、富本銭の铸造である。⁽²⁵⁾ しかし多様な製品を作るのは、例えば寺院付属工房でもあり得ることであろう。結論を先に言つてしまえば、私は南地区を飛鳥寺の工房だと考へているのである。規模は確かに大きいが、どの程度大きければ官営工房と断定でき、寺院工房でないと言えるのか、明確な基準がわからない。富本銭を铸造していたことは、なるほど官営工房説の決定的論拠のようであるが、果たしてこれを鉄案とすべきか。

富本銭の铸造は、東の谷筋の東岸にあつた工房で行なわれた。この工房は三期にわたる操業が確認され、下層の銅工房期に富本銭が铸造された。その廃棄物は炭層3下炭層に対応し、その後、中層の鉄工房期になると廃棄物が炭層3を形成し、また禅院の創建瓦もこ

の中層工房期に焼かれたとされる。⁽²⁶⁾ 問題はこの炭層3の年代であるが、「次評新野五十戸」と記した隱岐国の荷札が出土しているので朝末年以前と推定できる。⁽²⁷⁾ 一層上の炭層2の木簡は「評一里」制下のもので、「丁亥年」(持統元年、六八七)の荷札もあり、「一應、持統朝頃」と考えられている。⁽²⁸⁾ 従つて炭層3の年代、すなわち飛鳥池遺跡での富本銭铸造の下限は天武朝末年以前と推定することができよう。ところが「铸錢司」の史料的初見は『日本書紀』持統八年三月乙酉条で、やや時期が下る。とすれば、飛鳥池遺跡における富本銭铸造は、铸錢司という組織が整えられるまで、有力な寺院工房に委託して行なわれたものと想定できないだろうか。もちろん铸錢司の設置がもつと遡る可能性はある。また、持統朝にも飛鳥池遺跡で錢が造られていたと花谷浩は断言するし、⁽²⁹⁾ 铸錢終了後の廃棄物プロック「富本銭土坑」が「炭層2の直上、炭層1よりも下層に位置」す⁽³⁰⁾ ることとの整合性も問われねばならない。ただそれでも、铸錢司が稼働しはじめてなお、飛鳥池工房が铸造の一翼を担い続けたというような事情は想定できるのである。

このように「南地区Ⅱ官営工房」説には再検討の余地がある。しかし、寺崎説の最大の問題点はその先だろう。それは北地区と南地区的関係に何ら言及せず、飛鳥池遺跡の全体像を示していないことである。寺崎は「性格の異なる二つの遺跡と見た方が良いのかも知

れない⁽³¹⁾とも述べており、両地区の統一的把握を断念したかのようである。

しかし、花谷浩は両地区的関連性に注目している⁽³²⁾。そもそも北地区と南地区は同じ谷を造成し、堀・溝・井戸・池などを計画的に配置したものである。時期的にも七世紀後葉～八世紀初頭が中心となり、一段階古い遺構・遺物を含む点でも共通する。こうした一般論以外で花谷が注目したのは、南地区で板仏や宝飾品など「寺院の色彩が濃い」製品を作っていたこと、そして何より禅院創建瓦が南地区で焼成されたことである。

私もこの点では花谷説に全く異論がなく、南地区工房は北地区的寺院管理組織と関係をもつていたと考える。それを証するかのようには、南地区では「道□師鉢」（□は私見によれば「宣」）と記した鉄鉢⁽³³⁾形須恵器、「入寺」と書いた須恵器杯が出土している。また、次の木簡にも一応注目しておきたい。

〔史料五〕・南 請葛城明日沙弥一人

・「天天天天天□天天」 (13)一-9 II写真5

北地区で出土。表は「南」が葛城寺の沙弥を請うた文書と解され、裏は習書である。ところが形状を見ると、どうやらこれは刃物の様らしい。実見したところ、全体がとても薄く作られていて、想定を裏切らなかつた。従つて史料五は、①北地区で不要となつた文書木簡⁽³⁴⁾を、②整形し裏を削つて様に仕立て、③習書に用い、④廃棄した

ものと見られる。北地区的寺院管理機構で、鉄製品の様が作られたことが確認できたわけである。様として実際に使われたかどうかはわからないが、寺院管理機構と手工業生産の関連は明らかであり、南地区工房に手渡す様であった可能性が高い。ただし、北地区でも細々と鉄製品生産が行なわれていたから、残念ながら断定はできない。

では、飛鳥池遺跡全体の性格をどのように考えるべきか。花谷は、両地区的遺物を総合的に判断して、「天皇や皇子宮に深く関わる「官営工房」としての性格」を飛鳥池遺跡がもつていてとする。一方、寺院関係の製品や北地区木簡の内容から見て、「飛鳥寺との関係も浅からぬものがある」。しかしながら「官営工房」説と寺院工房説は両立しない。そこで花谷は、「宮の製品も官寺・準官寺の製品もこの遺跡で生産された。私は、このような未分化な状況こそ飛鳥池遺跡の特徴であり、かつまた七世紀後葉のこの時期特有の操業形態だったとみたい」と述べた。いわば未分化工房説を提起したのである。⁽³⁵⁾

しかし、この未分化工房説にも問題はある。第一に、寺崎とは逆に両地区的特性が軽視され、特に北地区的寺院管理機能が正当に評価されず、工房との関係も不明確である。第二に、「官営工房」的性格を見出す根拠が弱い。第三に、未分化な寄り合い工房という想定そのものに疑問がある。以下、このうち第二点と第三点について

補足する。

花谷が「官営工房」的性格を認めるのは、①富本錢、②銅人形、③「宮」からの注文木簡、④税物付札、⑤天皇関係木簡、などの遺物を根拠とする。このうち①⑤についてはすでに論じた。②銅人形を花谷は「天皇・中宮・東宮の祓えの道具」と断ずるが、典拠とした「延喜式」卷三四、木工寮に「金銀人」「木人」「鉄偶人」「木偶人」の記事はあっても、銅人形は全く出てこない。また、天皇・中宮・東宮がこうした人形を用いたのは事実だが、それ以外の人々が使えなかつたわけではない。③については、大伯皇子宮や石川宮から発注があつたら、なぜ官営工房ということになるのか、私には理解できない。④税物木簡については、封物の荷札かも知れないし、給与品が搬入されたこともあり得よう。このように個々に検討してみると、いずれも決定的根拠とは言い難いのである。

南地区で検出された工房は天武朝～藤原宮期のものである。未分化工房説は発想としては興味深いが、果たしてそのような組織があり得ただろうか。天武四年（六七五）、諸豪族の部民支配が否定され（『日本書紀』同年一月己丑条）、律令官僚制—公民制の形成は最終段階を迎えた。ただし、各官司にはなお前代的様相が残り、個別性・独立性が強かつたと考えられる。⁽³⁶⁾やがて持統四年（六九〇）施行の淨御原令で「官員令」なる篇目が成立し⁽³⁷⁾、さらに諸官司の統属関係などが整序されて大宝令制に至つた。私見によれば、官司と寺院の

工房が同居し、それらが総合的に配置・運営され、各工人がどこに所属するか判然としないような方は、こうした時期、とりわけ官僚制の整備された淨御原令制以降には想定しにくいし、またそうした体制が必要であったとも思えない。⁽³⁸⁾

以上のような理由で、花谷の未分化工房説にも従うことができない。思えば、寺崎説は北地区と南地区的異質性を強調しすぎ、花谷説は逆に一体性を重視しすぎたのだが、両者がともに前提としていたのは「官営工房」説である。これこそが躊躇の石だつたと、私は考える。両地区の特性を尊重しつつ、飛鳥池遺跡を總体として捉えるためには、南地区を官営工房説の呪縛から解き放ち、「寺院工房」と理解し直すべきではあるまいか。飛鳥池木簡の性格もまた、こう考へることで十全に認識できるようと思われる。

三 飛鳥寺と「造飛鳥寺官」

飛鳥池遺跡の南地区を寺院工房、北地区を寺院管理組織と考えた場合、南地区は北地区的管掌下にあつたことになるだろう。私はこの組織全体は「造飛鳥寺官」とでも呼ぶべきものであり、北地区に中枢となる事務施設（政所）があつたと考えている。そこで本章では、飛鳥寺・禪院の歴史と性格を概観し、また造東大寺司との比較を試みることによって、この想定が正しいかどうかを検証したい。

1 飛鳥寺の変容

飛鳥寺は周知の如く、崇峻元年（五八八）に創建された日本最初の本格的伽藍寺院である。蘇我氏の氏寺として出発したが、皇極四年（六四五）のクーデタで蘇我氏本宗家が滅亡したことにより、飛鳥寺も大きな変容を被ることになった。

入鹿殺害の直後、中大兄は飛鳥寺に入つて軍營とした（『日本書紀』皇極四年六月戊申条）。クーデタ完遂の一ヶ月後、改新政府は「大寺」に僧尼を集め、天皇が蘇我氏の遺業をついで仏教を興隆すると宣言し、次の方策を示した（同大化元年八月癸卯条）。

〔史料六〕故以沙門猶大法師福亮・惠雲・常安・靈雲・惠至・寺主僧旻・道登・惠隣、為十師。別以惠妙法師、為百濟寺寺主。

此十師等、宜能教導衆僧、修行釈教、要使如法。凡自天皇至于伴造所造之寺、不能營者、朕皆助作。令押寺司等與寺主。巡行諸寺、驗僧尼・奴婢・田畠之実、而尽顯奏。即以來目臣（闕名）・三輪色夫君・額田部連甥、為法頭。

僧尼教導のために十師、諸寺検察のために法頭を置き、また寺院造営を援助すると述べて寺司・寺主を任している。寺司は俗人、寺主は僧尼で、ともに寺院造営にあたる者と考へてよい。⁽³⁹⁾また、「百濟寺寺主」と區別された「寺主僧旻」は飛鳥寺寺主と見るべきであり、この宣告がなされた「大寺」も飛鳥寺であろう。推察するに、蘇我氏本宗家の「叛逆」と滅亡により、その氏寺飛鳥寺は王家に接收さ

れ、仏教界の中核という地位を保つたまま天皇の保護・統制下に入ったと考えられる。一種の「没官」と言えようか。⁽⁴⁰⁾

第二の転機は天武朝である。天武二年（六七三）、一七〇〇戸という莫大な封戸が施入された（『新抄格勅符抄』、寺封部）。同六年、一切經齋会が行なわれて天武が行幸した（『日本書紀』天武六年八月乙巳条）。飛鳥寺の重視は明らかであるが、さらに同九年には次の勅が発せられる（同天武九年四月是月条）。

〔史料七〕勅。凡諸寺者、自今以後、除為國大寺二三以外、官司莫治。唯其有食封者、先後限卅年。若數年滿卅、則除之。且以為。是以、猶入官治之例。

ここで大化の造寺援助制を停止し、「官司」が經營する寺院を二三の国大寺（大官大寺・川原寺・藥師寺⁽⁴¹⁾）に限定した。すべて勅願寺、つまり天皇・王家が檀越となるべき寺院である。飛鳥寺はその例に入らないはずだが、大寺としてずっと「官司」が經營してきたし、功績もあったので、引き続き「官治」扱いとしたのである。「官治」とは天皇・王家が直接治める意であろうが、具体的には史料六の「寺司」、あるいはその後身とおぼしき造寺司を附置し、造営・經營に当たらせたものと見られる。⁽⁴²⁾本稿では、この組織を「造飛鳥寺官」と呼ぶことにしたい。⁽⁴³⁾かくして巨額の財源と安定した經營組織を保証された飛鳥寺は、その後も天皇・王家から厚い崇敬を受けた。

天武十四年天皇自らが珍宝を施入し、翌十五年にも彼の治病を祈つて珍宝施入があり、さらに持統元年（六八七）には三〇〇人の「大徳」が集められ袈裟が贈られている（同天武十四年五月庚戌条・朱鳥元年六月甲申条・持統元年八月己未条。ただし天智十年十月是月条にも「諸珍財」の施入記事があり、そうしたことは天智朝末年にさかのぼる）。

考古学的にも、この前後に飛鳥寺が大修造を受けたことが確認された。伽藍中枢部で出土した瓦の数量を調べると、七世紀後半の複弁八葉軒丸瓦の数が創建期の素弁軒丸瓦に匹敵しており、この時期に「大規模な瓦の葺き替えを行い、屋根景観が一新した」という。

「天武朝における飛鳥寺優遇策」と密接に関係すると考えられるが、おそらく改修は屋根だけでなく、堂塔の莊嚴全般に及んだことだろう。

『続日本紀』大宝元年（七〇二）七月戊戌条によれば、当時存続していた寺院經營官司は造大安寺官と造薬師寺官だけであった。『造飛鳥寺官』の姿はすでになく、七世紀末に廃止されたと推測される。しかし、飛鳥寺はなお官大寺の列にあり、和銅元年（七〇八）・一年の受戒も当寺で行なわれた。『造飛鳥寺官』が廃止されたのは飛鳥寺大改修が終わつたためであろうが、しかし寺院を管理・修理する機構はもちろん必要である。それは大化の「寺主」の流れをくむ僧官、すなわち三綱に引き継がれたのである。

これが七世紀後半の飛鳥寺の歴史である。七世紀中葉に天皇の保

護・統制下に入り（「造飛鳥寺官」設置もその頃だろう）、天武朝以降に大規模な改修がなされたのである。これは飛鳥池遺跡の時期や、天皇との関わりがあるという特徴とよく符合している。

2 禅院の創建と整備

飛鳥池遺跡のすぐ北に飛鳥寺禅院があつた。一九九二年の発掘調査で七世紀後半の礎石建ち基壇建物が検出されたが、出土瓦からみて禅院の遺構とほぼ断定できる。⁽⁴⁶⁾ 以下、禅院の歴史を概観しておきたい。

飛鳥寺禅院は、道昭が創建し止住した別院である。『続日本紀』道昭伝（文武四年三月己未条）によれば、彼は白雉四年（六五三）に入唐し、玄奘三藏に師事した。玄奘は長安の弘福寺禅院で經典翻訳を進めていたが、道昭を特に愛し、また教学よりも禪定の東伝を勧めたという。やがて道昭は遣唐使とともに帰途につくが、海路は艱難をきわめたとされ、その点から齊明七年（六六一）の帰国と考えられている。恐らく筑紫朝倉宮を経て飛鳥に戻つた彼は、「元興寺東南隅」に「禅院」を建てて止住した。それは「壬戌年（六六一年）三月」のことであつたと考えるのが、すべてにおいて矛盾がない。⁽⁴⁷⁾ 道昭は禅院で「天下行業之徒」に禪を教えたが、「後ニ」天下を周遊し、穿井・架橋といった社会事業を開始する。それは「十有余載」に及んだが、「勅請」があつて禅院に戻つたという。年数を計

算すれば、禪院還住はおおむね天武朝（六七二—六八六）のことと考

えてよからう。すなわち、道昭を禪院に戻したのは天武天皇の意向

⁽⁴⁹⁾

であつた可能性が高いのである。とすれば天武朝のうちに、天皇の意を受けて禪院の本格的整備が始まつたことも十分に推測できるだ

ろう。前章で述べたように、禪院の創建瓦は南地区炭層3の時期、

すなわち天武朝末年以前には焼成が始まつていた。瓦窯の操業は藤原宮期まで続く⁽⁵⁰⁾。文武四年（七〇〇）、道昭はここで遷化した。

やがて都が平城に移ると、道昭の弟や弟子は元明天皇に「奏聞」して禪院を平城右京に移建した。『日本三代実録』元慶元年十二月

十六日壬午条によれば、それは和銅四（七一）年八月のことであり、飛鳥寺の平城移転（養老二年＝七一八）よりずっと早い。しかも「仏足石碑」（『寧樂遺文』下巻九七三頁）は、禪院の地を右京四条一坊としており、それは元興寺が移つた外京南東部とは比較にならない一等地であつた。平城京では禪院寺と呼ばれ、所蔵する経論は

「書迹楷好、並不錯誤」を以て知られた。「禪院寺經」は造東大寺

司写経所にも多数貸し出され、また『延喜式』卷二、玄蕃寮は三年に一度の曝涼を定めている。禪院、禪定、そして多数の将来経。

すべては玄奘の事績に学んだものだつた。

このように八世紀前葉の禪院・禪院寺は、飛鳥寺からの独立性と、天皇との深いつながりを特徴としていた。しかし、独特的の軒丸瓦を用いたことは、かかる独立性が天武朝に遡ることを示唆する。天武

と禪院の関係についても先に述べた。飛鳥池遺跡とその木簡は、確かに禪院の整備期・性格に照応するところがあると言えよう。

前節で飛鳥寺、本節で禪院について検討したところ、いずれも飛鳥池遺跡の時期や天皇との関わりを説明できることが確認された。

しかしここで、遺跡は飛鳥寺関係か、禪院関係かという二者択一を行なうべきではない。いかに独立性が高くとも、寺域内にある限り、禪院はあくまで飛鳥寺の一院である。「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」に「禪院」が記載されているように、飛鳥寺経営機構の管掌を受けざるを得なかつたであろう。

また、瓦窯の操業年代を見てもわかるように、禪院の整備以前から飛鳥池遺跡の工房群は稼働していた。道昭に身近な僧たちが木簡に現われはするが、飛鳥池遺跡が禪院のみから説明できないこともまた明らかである。例えば「造飛鳥寺官」の一セクションとして、禪院の造営・管理組織があつたことを想定し得るのではなかろうか。

3 天皇・王家と造寺司

飛鳥池遺跡・飛鳥木簡を「造飛鳥寺官」という観点から把握しようとし、天皇・王家とのつながりについては本章1節での輪郭を記したつもりであるが、最後に造寺司の特質をもう少し具体的に述べておきたい。と言つても、七世紀の寺司・造寺司の詳細はよくわからないから、やや時代は降るが、八世紀の造東大寺司を事例と

して取りあげる。

造東大寺司は天平二〇年（七四八）七月に発足した、東大寺造営・経営のための組織である。東大寺はいささか複雑な成立経緯を辿り⁽⁵¹⁾、造東大寺司もその前身として造山房司・福寿寺造物所・金光明寺造物所といった組織を有していた。⁽⁵²⁾ 造東大寺司の特質は以下の三点にまとめられよう。⁽⁵³⁾

第一に、当初は寮相当、のちには省に準ずる律令官司であったこと。従つて、通常は太政官の指揮下におかれ、また四等官や雜任らの考課・給与は一般官人と何ら変わることろがなかった。この側面を重視すれば、造東大寺司は「巨大な官営工房群」である。なお、造東大寺司成立以前の福寿寺造物所・金光明寺造物所は、皇后宮職・春宮坊や諸官司からの出向官人の集合体であった。また、造東大寺司は延暦八年（七八九）に廃止されるが、その後も營繕・舗設等の作業は必要だったから、東大寺三綱の指揮下に造東大寺所（造寺務所）なる組織が存続した。造東大寺所は知事僧によつて構成され、技術者をはじめとする俗人労働力を擁し、また独自の財源として封戸九〇〇戸を運用した。⁽⁵⁴⁾ この段階では明らかに律令官制の枠を脱し、寺内組織の色彩が濃くなっている。

第二に、多様な現業セクションによつて構成されたこと。造東大寺司には寺院造営に関するさまざまな工房があり、それらは木工所・鑄所・造瓦所・造仏所・写經所・繪所などの「所」に編成され、

手工業生産にあたっていた。⁽⁵⁵⁾ 「所」はまた、臨機応変に設置されるプロジェクトチームでもあった。造食堂所・造講堂院所・造大殿所・東塔所など、寺内の堂宇建設にあたつて編成される「所」や、造香山薬師寺所・造石山院所など、関係寺院を造営する出張所として設置された「所」がそれである。伊賀山作所・飛騨坂所などは寺外におかれられた経営体で、杣・莊の異称と言つてよいが、やはり造東大寺司のセクションにほかならない。そしてこれら全体を統括したのが政所（務所）である。ここで注意すべきは、主として政所の機能として、造東大寺司が財物出納や莊園経営などを行なつていたことである。これも基本的には寺院造営・修理に関わつてのことであるが、しかし大量の封物や莊園上納物を出納・管理・運用し、正倉に収められた宝物・薬物や金の出納に携わり、また写經所にあつた經典を貸し出すなど、寺院資財に關わる活動はきわめて多彩かつ恒常的なものであった。

なお、東大寺領北陸諸莊園の経営は、当初は造東大寺司を主体としていたが、天平宝字末年頃から三綱の手に移つていった。三綱は早くから封物の管理・運用にもあたつたし、八世紀後葉には資財・宝物出納に三綱と造寺司がともに関与していた（宝亀四年「倉代西端雜物下用帳」『大日本古文書』六巻四六五頁、延暦六年六月二六日「曝涼使解」『大日本古文書』一二五卷附録一一页、など）。東大寺造営が進むうちに、造東大寺司から東大寺三綱への機能移転が徐々に行なわれ、延

暦八年の廢司を迎えるのである。⁽⁵⁶⁾

あらうと考えるものである。

第三に、天皇・王家と直結していたこと。東大寺は聖武天皇の勅願寺であり、要するに天皇が檀越なのであるから、天皇・王家と特別な関係があるのは当然だろう。聖武天皇の遺品や離宮・勅旨田、さらに官奴婢の施入などにそれはうかがえるのであるが、造東大寺司への直接の仰せもしばしばあった。例えば造東大寺司の写経所では、王家の事情による一切経書写が行なわれ、東大寺と直接関係のない臨時の写経も命じられた。良弁や女官など、東大寺や内裏と関係の深い貴顕の写経依頼もあった。そうした場合、太政官を経ることのない「宣」が造東大寺司官人に伝えられ、写経所に指令が下る。⁽⁵⁸⁾ 写経以外の臨時の製作依頼もあった。例えば、天平宝字六年（七六二）には孝謙太上天皇の命によつて鏡四面が铸造されているし、造石山院所が内裏で用いる厨子を作つたこともある。⁽⁵⁹⁾ 史料的制約があつて、写経所以外では事例を見出しつくいが、臨時注文は必ずしも特例とは考えられない。このように天皇・王家が日々の必要に応じて造東大寺司の技術と労働力を利用していくことは、それが一種の「内廷工房」でもあつたことを意味する。造東大寺司が内廷官司として天皇と直結したことは、「宣」だけでなく、「造東大寺司謹奏」や「東大寺写経所謹奏」を作成し、太政官を経ないで上奏していたことからも裏付けられよう。⁽⁶⁰⁾ 私は「律令官司」「官営工房」という第一にあげた特徴は、一見飲み込みやすいが、実は皮相的な理解で

以上の知識をもとに、飛鳥池遺跡・飛鳥池木簡の解釈を試みたい。全体は七世紀中葉に天皇によつて設置され、天武朝以降に機能強化された「造飛鳥寺官」であろう。創建期の造寺組織はおそらく寺域内にあつたと見られるが⁽⁶¹⁾、「造飛鳥寺官」発足時には寺内利用が進んでいたためか、寺外の隣接地に設置された。北地区には政所・写経所のような管理・筆記部門、南地区には造仏所・鑄所・木工所・造瓦所のような現業部門が置かれたのである（各「所」は比喩的表現である）。各現業部門でも管理・筆記作業は行なわれたが、全体を統括するのは北地区だったと思われる。また天武朝には禪院の整備が始まり、「造禪院所」といつたセクションが設けられ、空間的には「造飛鳥寺官」と重複したと考えたい。「造飛鳥寺官」には時折、天皇・王家や貴顕による製品注文と素材提供があり、またしばしば物品施入が行なわれたことだろう。北地区・南地区の木簡は、こう

した「造飛鳥寺官」の活動をよく反映しているように思われる所以である。

ただし、飛鳥寺三綱（ないしその前身組織）が全く無関係であったとはとても思えないし、七世紀末期に「造飛鳥寺官」が廃止されると、三綱の下に「造飛鳥寺所」とでも呼ぶべき組織が存続した可能性が高い。僧俗双方による寺院経営・修造の実態、あるいはその比重の変化を木簡からどのように読みとるかが、今後の大きな課題であろう。

結語

本稿では飛鳥池木簡の性格を再検討し、遺構や他の遺物との総合的把握を試みた。その結果、飛鳥池遺跡は飛鳥寺の造営・経営にあたった「造飛鳥寺官」跡ではないかと考え、北地区を中心的事務施設、南地区を実務部局＝工房群とする理解を提示した。北地区的木簡はこの寺院管理組織の活動に伴うものであり、また南地区的木簡は手工業生産に関わるもので、鉄・漆器工房で廃棄されたと考えられる。

されど、部民制下における飛鳥寺経営の痕跡がうかがえないのであるか。そのころ「寺家仕丁」なる身分があつたらしいが（『日本書紀』大化元年八月庚子条）、飛鳥寺の「仕丁」は檀越蘇我氏の部民などのような関係にあつたのだろうか。そう言えば飛鳥池木簡には、南地区木簡に「飛鳥弓麻呂」（⑪一四一＝史料二）・「飛鳥部身□」（⑭一四一）という人名が見え、また両地区で「ソガ部」関係の付札がいくつか出ている（⑬一六七・⑯一〇二・⑯一三二）。いまだ憶説の域を出ないのであるが、こうした木簡が七世紀前半の飛鳥寺を考える手がかりとなるかも知れない。今後の検討を約して擱

推測に推測を重ね、最後はいささか踏み込みすぎた解釈を行なつた感があるが、検討のための叩き台となればと思い、敢えて試論を展開した。寺崎保広・花谷浩両氏の所論に対しても率直な疑問を呈

筆する。

註

- (1) 「飛鳥池遺跡と飛鳥寺・大原第」と題して、二〇〇〇年四月に「飛鳥池遺跡・酒舟石遺跡を考える東京シンポジウム」で、同年九月に日本史研究会古代史部会で報告した。なお、前者の発表原稿は直木孝次郎・鈴木重治編『飛鳥池遺跡』(ケイ・アイ・メディア、二〇〇〇年)に収載された。ただし、本稿にはその後の検討によつて、修正を加えた部分がある。

- (2) 以下の概報・図録に拠つて叙述する。奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一二一(一九九一年)、同『奈良国立文化財研究所年報』一九九八一II(一九九八年)、同『奈良国立文化財研究所年報』一九九九一II(一九九九年)、同『奈良国立文化財研究所年報』二〇〇〇一II(二〇〇〇年)、奈良国立文化財研究所飛鳥資料館報『飛鳥の工房』(一九九一年)、同『飛鳥池遺跡』(二〇〇〇年)。
- それとともに、以下のパンフレット・論文を参考にした。奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部『飛鳥藤原第八四次(万葉ミニージアム)調査 現地説明会資料』(一九九七年)、同『飛鳥池遺跡飛鳥藤原第八七次調査 記者発表資料』(一九九八年)、同『飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第九三次調査 現地説明会資料』(一九九八年)、同『飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第九八次調査 現地説明会資料』(一九九九年)、同『眠りからさめた飛鳥池工房』(一九九九年)、寺崎保広「富本銭の発見』(『国史談話会雑誌』四〇、一九九九年)、同『律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡』(『国史学』一七三、二〇〇〇年)、花谷浩「奈良県明日香村飛鳥池遺跡の工房』(『考古学ジャーナル』三七一、一九九四年)、同『飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義』(『日本考古』

古学』八、一九九九年)、同『飛鳥池遺跡の調査成果』(直木孝次郎・鈴木重治編『飛鳥池遺跡』、ケイ・アイ・メディア、二〇〇〇年)。

参考のため、調査次数・地区・調査年を整理しておく。

飛鳥寺一九九一—一次調査(南地区)

第八四次調査(北地区) 一九九一年

第八七次調査(南地区) 一九九七年

第九三次調査(南地区) 一九九八年

第九八次・九九一六次調査(南地区) 一九九九年

第一〇六次調査(南地区) 一九九九年

(3) 小澤毅「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」(奈良県立橿原考古学研究所編『橿原考古学研究論集』第九、吉川弘文館、一九八八年)、林部均「古代宮都形成過程の研究」(青木書店、二〇〇一年)。

(4) 近世の溜池「飛鳥池」も、この狭窄部に築堤して造られた。

(5) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一二(前掲)では、一段階古い工房関係遺物を含む下層の土器群(①)は、②山田寺下層SD六一九と③坂田寺SG一〇〇の土器群の中間に位置づけられた。川越俊一は④甘櫻丘東麓遺跡焼土層出土土器を①飛鳥池遺跡下層出土土器の直前に置き、②山田寺下層のものは両者にまたがる内容をもつとし、②④の実年代を六四〇年代と考える(同『藤原京奈坊年代考』『奈良国立文化財研究所研究論集』XII、一九九九年)。林部均も飛鳥IIの実年代を六四〇—六六〇年とし、①②をその古段階、③を中心段階に置く(同『古代宮都形成過程の研究』、前掲)。これらの土器研究に拠れば、飛鳥池遺跡の下層工房は六五〇年前後のものと考えられる。

- (6) 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』一九九八一II(前掲)。
- (7) 木簡の点数・釁文については、飛鳥寺一九九一—一次調査・第八四

飛鳥池木簡の再検討

- 次調査・第八七次調査・第九三次調査分は奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』(十一)・(十三)・(十四)・(一九九三年・九八年・九九年)、第九八次調査分は同『奈良国立文化財研究所年報』二〇〇〇—II(前掲)に拠り、各次調査概報と橋本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(『木簡研究』一四、一九九二年)・寺崎保広「奈良・飛鳥池遺跡」(『木簡研究』二二、一九九九年)を参照した。私文は私見により改めた部分がある。木簡閲覧に際して奈良国立文化財研究所(当時)寺崎保広氏に御高配を賜わり、種々御教示いただいた。伊藤敬太郎・笛川尚紀・竹内亮・吉江崇の各氏もいろいろと御援助下さった。記して感謝申し上げる。
- (8) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』一九九八—II、一九九八年)、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (9) 智調については寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(前掲)、知達については伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(『南都仏教』七九、一〇〇〇年)の指摘による。
- (10) 伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(前掲)は、各寺院名を綿密に考証し、經典配布先リストではないかという仮説を提示している。
- (11) 「□聖僧銀皿」は齋会における聖僧供養に用いられたものと見られ、七世紀後葉の法会の形態を考える上で貴重である。伊藤史郎「聖僧像に関する考察」(『国華』一〇一八、一九七八年)、奥健夫「東寺伝聖僧文殊像をめぐって」(『美術史』一三四、一九九三年)、吉田一彦「御斎会の研究」(『日本古代社会と仏教』、吉川弘文館、一九九五年、初発表一九九三年)、など参照。
- (12) 近年しばしば「東南禪院」と呼ばれるが、史料用語ではない。本稿では「飛鳥寺禪院」を正式名称と考え、略称としては「禪院」を用いることにした。その理由の一つは、禪院が「南」(南院または南禪院)と称された可能性を考慮し始めたからである。
- (13) 新川登亀男「天皇」木簡を考える」(『月刊しにか』一一一九、二〇〇〇年)は「創作まがいの手習い」を記したものとし、「天皇」が創意された経緯を推測している。
- (14) 山尾幸久「飛鳥池遺跡出土木簡の考察」(『東アジアの古代文化』九七、一九九八年)は月次祭神今食のための米かとするが、これまた根拠薄弱である。私見は、早川万年「丁丑年三野國木簡についての覚書」(『岐阜史学』九六、一九九九年)の「祭儀と離れて解釈する余地も認められる」という考え方方に近いが、その「食米(すきこめ)」説もわざわざ「次米」と書いた理由が判然とせず、すぐさま賛意を表しがたい。
- (15) 飛鳥池遺跡の墨書土器は、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春速報展で実見した。出土位置は展示パネルに基づき、私文には私見を加えた。
- (16) 橋本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (17) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』一九九九—II、一九九九年)、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (18) 研が出土したことは概報に述べられているが、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春速報展は、陶硯の出土地点を図示して有益であった。その時点でき確認されていた点数は、北地区で四二破片、南地区で一一破片である。炭層から削屑らしき木片が見つかっても、堆積中の汚損によって、墨痕が判然としないことがあると聞くから(墨痕が確認できない削屑はカウントされない)、あるいはこの四対一という比率こそが筆記活動の実態を反映するものかも知れない。

(19) 史料三も同筆の可能性が残るが、史料四だけは大ぶりの全く異なるた文字である。

(20) それ以外の想定も可能だが、転用品と非転用品が同時に廃棄されたことを説明するには、工房で転用され捨てられたと見るのが、最も単純明快である。なお、「三尋布十」と記した木簡(11一四4)があり、漆漉し布の付札と見ることもできる。

(21) この「詔」は、八・九世紀の「勅旨田」「勅旨牧」「勅旨經」「勅旨炭」などの「勅旨」と同様、天皇もしくは王家の「御料」の意である。この点は吉川真司「院宮王臣家」(『日本の時代史』五、吉川弘文館、二〇〇一年出版予定)で論じるが、さしあたり角田文衛「勅旨省と勅旨所」(『古代学』一〇一・三・四、一九六二年)を参照。なお

本稿では天智朝までについても、さしあたり「天皇」の語を用いる。(22) 「散支」はサキではなく、サヌキと読むべきである。地名とすれば、大和国広瀬郡散吉郷の可能性があり、広瀬行宮(『日本書紀』天武十一年十月是月条・同天武十三年七月癸丑条)が想起されるが、もとより確証はない。なお、八世紀に市原王が「市原宮」「長官宮」「玄蕃宮」「備中宮」と呼ばれたように、「*レ*宮」は皇子女や王・女王その人を指す場合があり、必ずしも地名とは限らない。「石川宮」も石川王や石川女王のことかも知れない。

(23) 寺崎保広「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」(前掲)。

(24) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」(『奈良文化』五二、一九九九年)、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。

(25) 寺崎保広「富本錢の発見」(前掲)。

(26) 以上、奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」一九九九年II(前掲)。奈良国立文化財研究所飛鳥資料館「飛鳥池遺跡」(前掲)は「銅錢を生産した下層の工房は、東南禪院の瓦が焼かれた時期には、すでに操業を終えています」と明記する。

(27) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(一九九八年、前掲)、山下信一郎「木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇-I、二〇〇〇年)、参照。

(28) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(一九九九年、前掲)。

(29) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」(前掲)。花谷説によれば、下層銅工房の操業終了後、別の工房で富本錢が鋳造されたということになる。

(30) 奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇-II(前掲)。

(31) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」(前掲)。

(32) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(前掲)。

(33) 鉄鉢形須恵器は実見した(註15)。奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第九三次調査 現地説明会資料」(前掲)に写真掲載。「入寺」は奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇-II(前掲)による。

(34) 北地区は「葛城」関係とは考えにくいから、この文書は「南」の土代・案文であるか、正文として使用されて「南」に返ってきたか、いずれかであろう。

(35) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(前掲)。

(36) 吉川真司「律令官司制論」(『日本歴史』五七七、一九九六年)。

(37) 早川庄八「飛鳥淨御原「官員令」私考」(青木和夫先生還暦記念会編「日本古代の政治と文化」、吉川弘文館、一九八七年)。

(38) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」(前掲)は、朝廷・寺院・諸豪族の工人をまとめるために必要だったと述べるが、朝廷に仕えてきた工人は品部・雜戸として諸官司に分属しただろうし、寺院や諸豪族から工人が切り離された明証はない。

(39) 中井真孝「大化元年の十師」(『日本古代仏教制度史の研究』、法藏

- (40) 館、一九九一年、初發表一九七一年)。
- (41) (40) 没官については、古尾谷知浩「國家反逆罪における没官物の処分について」(『日本歴史』五九〇、一九九七年)。
- (42) (41) 大橋一章「勅願寺と國家官寺の造営組織」(『仏教藝術』二三二、一九九五年)。
- (43) (42) 若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」(『ヒストリア』一三七、一九九二年)。
- (44) (43) 「日本書紀」天武二年十一月戊戌条には「造高市大寺司」、「統日本紀」大宝元年七月戊戌条には「造大安藥師」、「寺官」が見える。「造飛鳥寺司」と「造飛鳥寺官」のどちらでも良いようだが、七世紀のツカサの呼称は「(官)」が一般的なので(直木孝次郎「大宝令前官制についての二、三の考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年)、「造飛鳥寺官」をより相応しいと見た。なお、飛鳥寺の「寺司」は「日本書紀」推古四年十一月条を初見とするが、蘇我馬子の男善徳が挙命しているから、これは壇越蘇我氏本宗家が設置した經營組織と考えておきたい。
- (45) (44) 上原真人「瓦を読む」(講談社、一九九七年)。
- (46) (45) 加藤優「興福寺と伝戒師招請」(関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』、吉川弘文館、一九八九年)。
- (47) (46) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」一三(一九九三年)、花谷浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」(森郁夫先生還暦記念論文集刊行会編『瓦衣千年』、真陽社、一九九九年)。
- (48) (47) 禪院に関する先行研究は多いが、本稿では主として、堀池春峰「平城右京禪院寺と奈良時代仏教」(『仏教史学』二一四、一九五二年)、佐久間竜「道昭」(『日本古代僧伝の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初發表一九七二年)、花谷浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」(前掲)を参考にした。
- (49) (48) 「扶桑略記」も同文。ただし『類聚国史』卷一八〇、仏道七、諸寺に引く同日条は「壬午年」とする(写本によつては「壬戌年」)。壬午年なら天武二年(六八二)となるが、『続日本紀』道昭伝の文脈にはそぐわず、「壬午」は日付の干支に一致するから、『類聚国史』の目移りによる誤字と解すべきである(水野柳太郎「道照伝考」『奈良史学』一、一九八三年)。富本錢の鋳造時期を決める上でこの齟齬が配慮されてきたが、「壬戌年」と見るのが文献史学の定説であり、私もそう断定して誤りないと考える。
- (50) (49) 佐久間竜「道昭」や花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(いずれも前掲)は、「日本書紀」天武八年十月是月条の「勅」を還住の契機と考へる。同勅は「①凡諸僧尼者、常住寺内、以護三宝。②然、或及老、或患病。其永臥陝房、久苦老病者、進止不便、淨地亦穢。③是以、自今以後、各就親族及篤信者、而立一二舍屋于間處、老者養身、病者服藥」というものである。佐久間・花谷は①部分を取りあげて、僧尼の寺院常住を命じる勅と解したのだが、それは正しくない。この勅は、①で一般論(僧尼は寺内常住するものだ)、②で悪しき現状(老病の僧尼が寺にいるのは不都合だ)、③で解決策(別處に舍屋を立てて住め)を述べているのである。単行法令にしばしば見られる論法である。従つて、道昭の禪院帰還は天武八年とは限らず、また寺院常住政策によるものとも言えない。むしろ天武の特別な意志によると考えたほうが、ずっと自然であろう。
- (51) (50) 花谷浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」(前掲)。
- (52) (51) 吉川真司「東大寺の古層」(『南都仏教』七八、二〇〇〇年)。
- (53) (52) 福山敏男「奈良朝に於ける写經所に関する研究」(『福山敏男著作集』二、中央公論美術出版、一九八二年、初發表一九三三年)、山下有美「正倉院文書と写経所の研究」(吉川弘文館、一九九九年)。

- (53) 岸俊男「越前國東大寺領庄園の經營」（『日本古代政治史研究』、塙書房、一九六六年、初發表一九五二年）、同「東大寺をめぐる政治的情勢」（前掲書所収、初發表一九五六年）、井上薰「奈良朝仏教史の研究」（吉川弘文館、一九六六年）、浅香年木「日本古代手工業史の研究」（法政大学出版局、一九七一年）、などを参考にした。
- (54) 浅香年木「日本古代手工業史の研究」（前掲）、清水善三「平安初期における工人組織についての一考察」（『兩都仏教』一九、一九六六年）。
- (55) 梅村喬「所の基礎的考察」（笛山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年）。
- (56) 永村真「中世東大寺の組織と經營」（塙書房、一九八九年）。
- (57) 鶩森浩幸「八世紀の王家の家産」（『日本古代の王家・寺院と所領』、塙書房、二〇〇一年、初發表一九九六年）、吉川真司「院宮王臣家」（前掲）。
- (58) 吉川真司「奈良時代の宣」（『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年、初發表一九八八年）。
- (59) 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」（著作集前掲巻所収、初發表一九七三年）。
- (60) 吉川真司「律令官司制論」（前掲）。
- (61) 若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」（前掲）。
- (62) 木下正史氏から御教示を得た。杉山洋「寺院付属の金属関係工房」（『仏教芸術』一四八、一九八三年）、参照。
- (63) 第九回官営工房研究会（一九九九年二月）の討論で、杉山洋氏が「飛鳥寺付属工房」説を述べておられたことを、「官営工房研究会会報」七（二〇〇一年）を読んで知った。詳論の公表を鶴首して待ちたい。

(53) 岸俊男「越前國東大寺領庄園の經營」（『日本古代政治史研究』、塙書房、一九六六年、初發表一九五二年）、同「東大寺をめぐる政治的情勢」（前掲書所収、初發表一九五六年）、井上薰「奈良朝仏教史の研究」（吉川弘文館、一九六六年）、浅香年木「日本古代手工業史の研究」（法政大学出版局、一九七一年）、などを参考にした。

[挿図出典]

飛鳥池遺跡遺構図（全体図）

伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」（註9）図2を一部改変。その際に奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報」二〇〇〇—II（註2）図24を利用。

飛鳥池遺跡遺構図（位置図）

奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「眠りからさめた飛鳥工房」（註2）の挿図を一部改変。